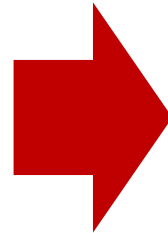


本件訴訟

● Pony(以下「P」)

メガネレンズの供給に関する発明(本件発明)に係る特許の特許権者

- 特許番号 第20221027号
- 出願日 2007年9月24日
- 登録日 2008年4月23日



● Donkey(以下「D」)

「Meganetic」というシステム名のメガネレンズ加工システム(本件システム)を使用する業者

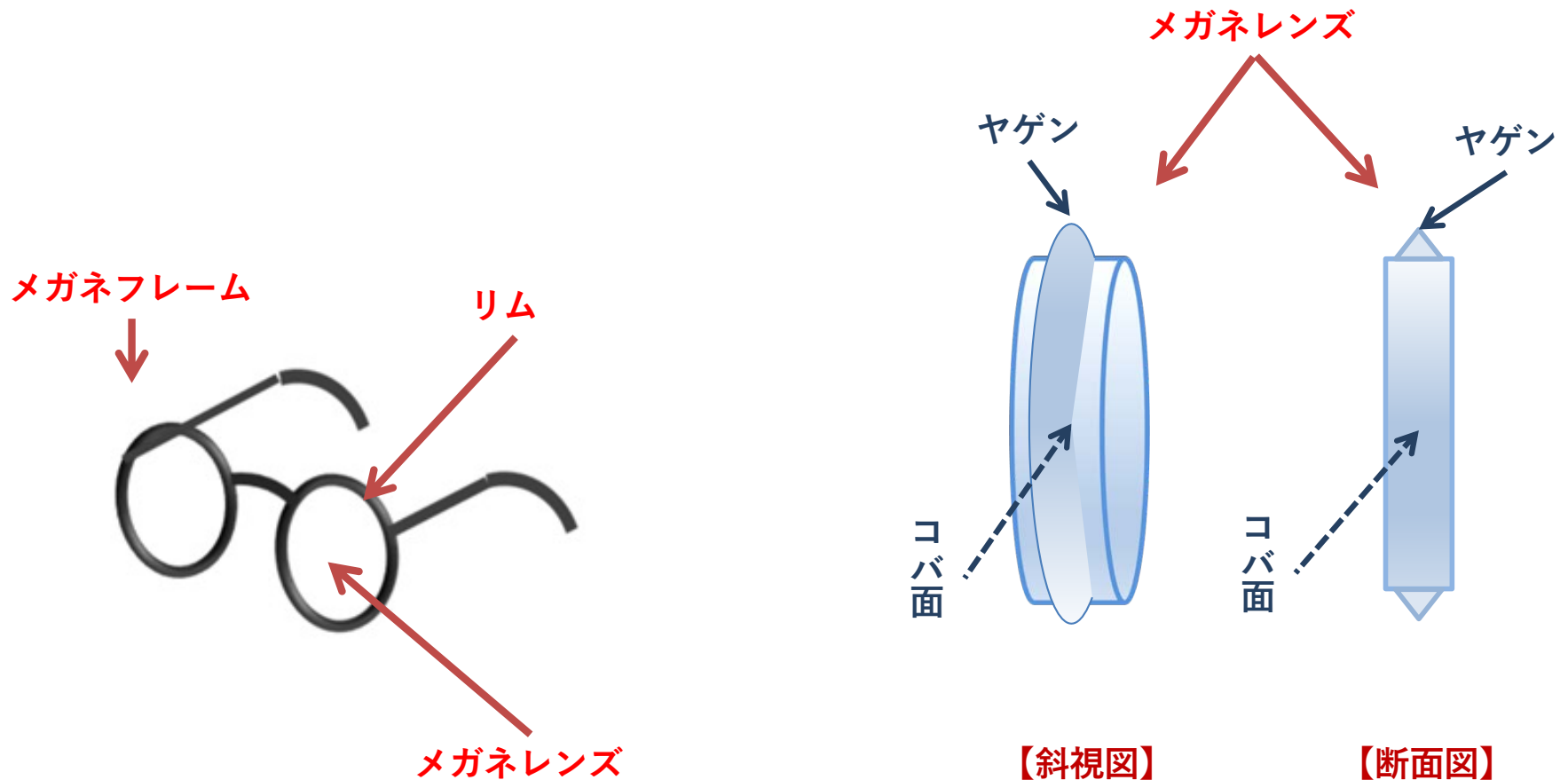
- 2021年10月1日本件システムの使用開始

Pは、Dに対し、2022年1月31日、特許権侵害訴訟を提起

- 本件システムの使用の差止め

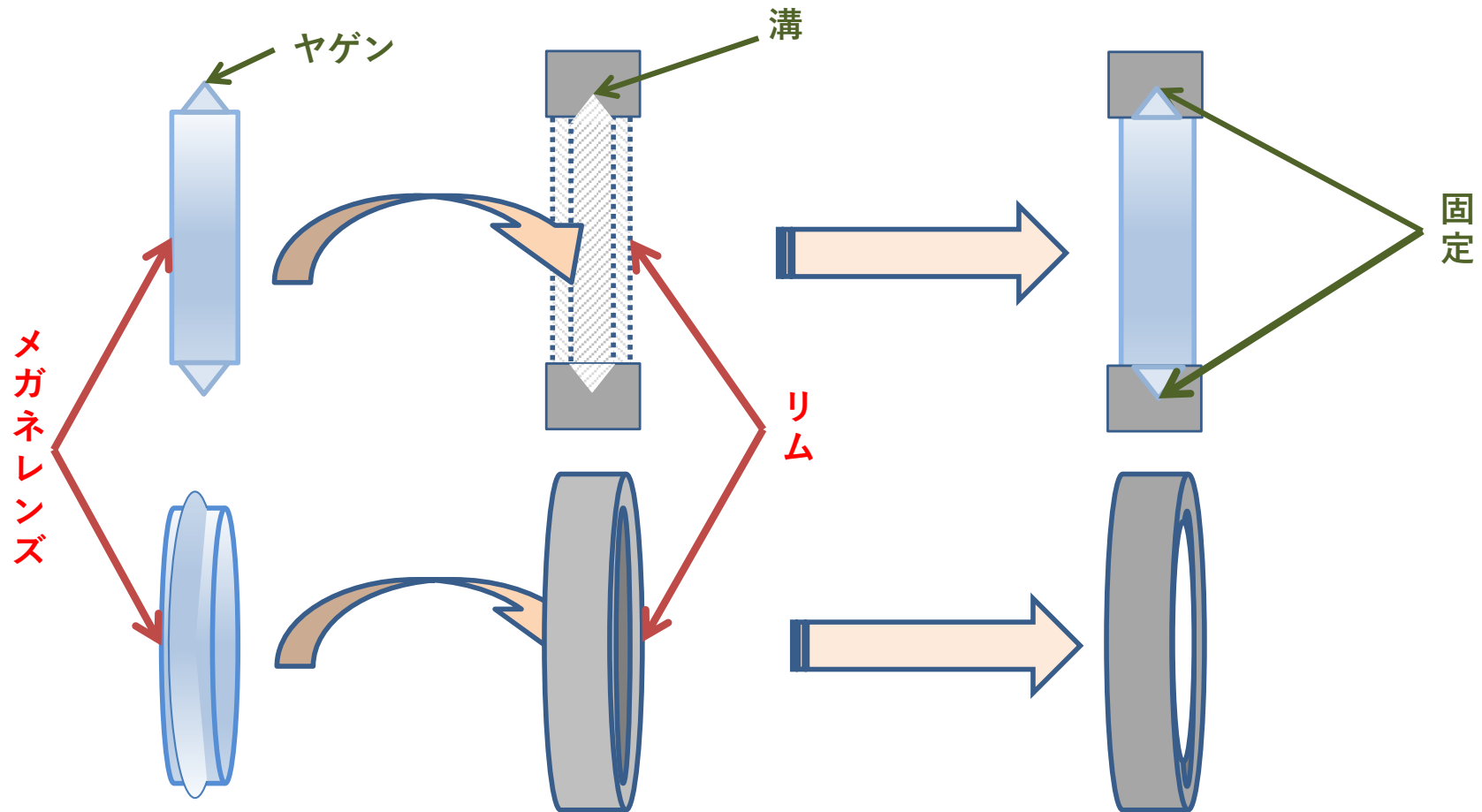
「ヤゲン」とは

「ヤゲン」とは、メガネレンズの周縁の側面であるコバ面の上に、メガネレンズの周に沿って形成されている凸状の突起のことをいう。



「ヤゲン」とは

メガネレンズにヤゲンを形成する理由は、メガネレンズがメガネフレームから外れないようにするため。

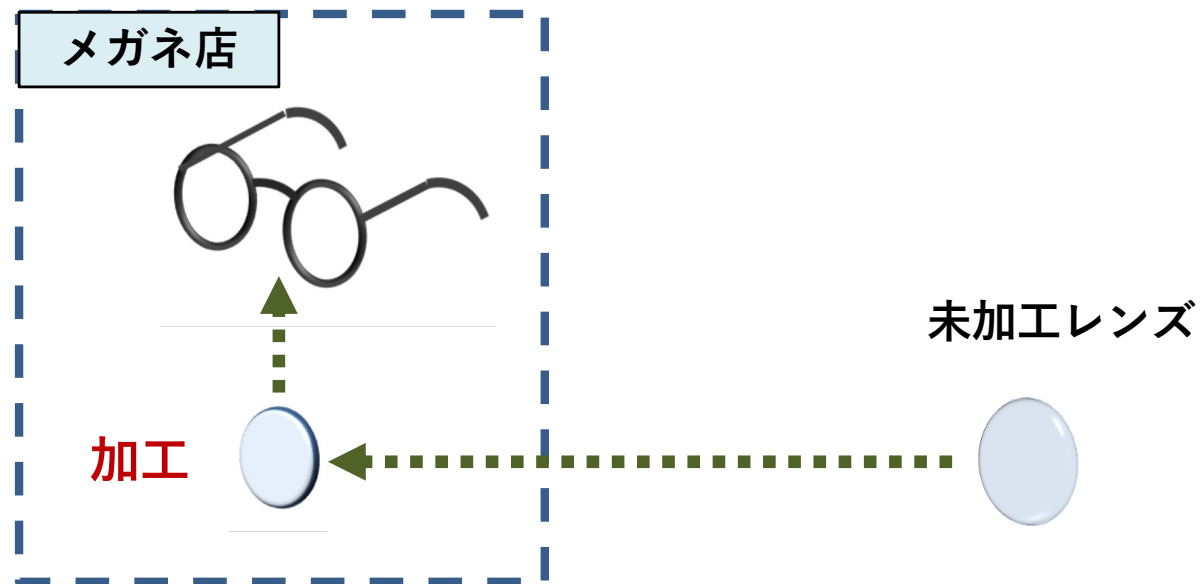


メガネレンズの加工

メガネ店でレンズを加工する場合

メガネ店にはフレームと未加工レンズの双方がある。

メガネ店で未加工レンズを加工



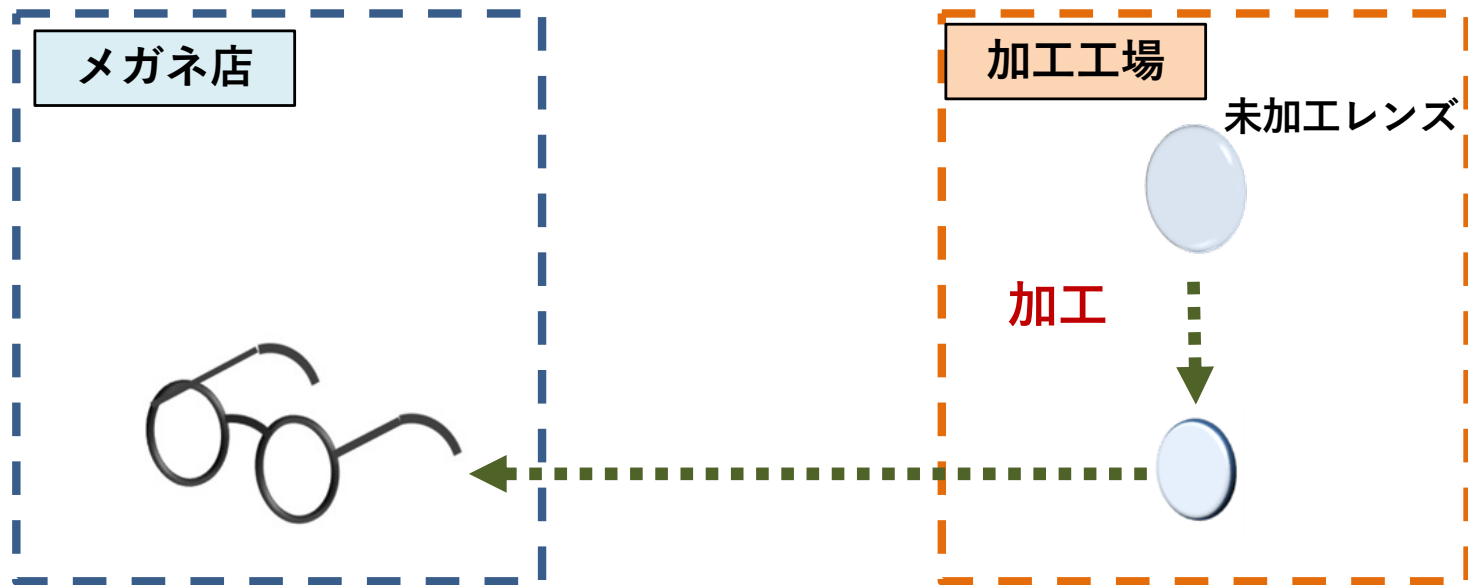
メガネレンズの加工

レンズ加工工場でレンズを加工する場合

メガネ店にはフレームがある。

レンズ加工工場には未加工レンズがある。

レンズ加工工場で未加工レンズを加工。



加工済レンズがリムにはまるかどうかをレンズ加工工場で確認できない

従来技術の課題・本件発明の目的

課題：

- メガネ店にレンズ加工工場から納品された加工済レンズが大き過ぎてリムに入らない可能性
- 加工済レンズとリムとの間に隙間が生じたりする不具合が生じる可能性

目的：

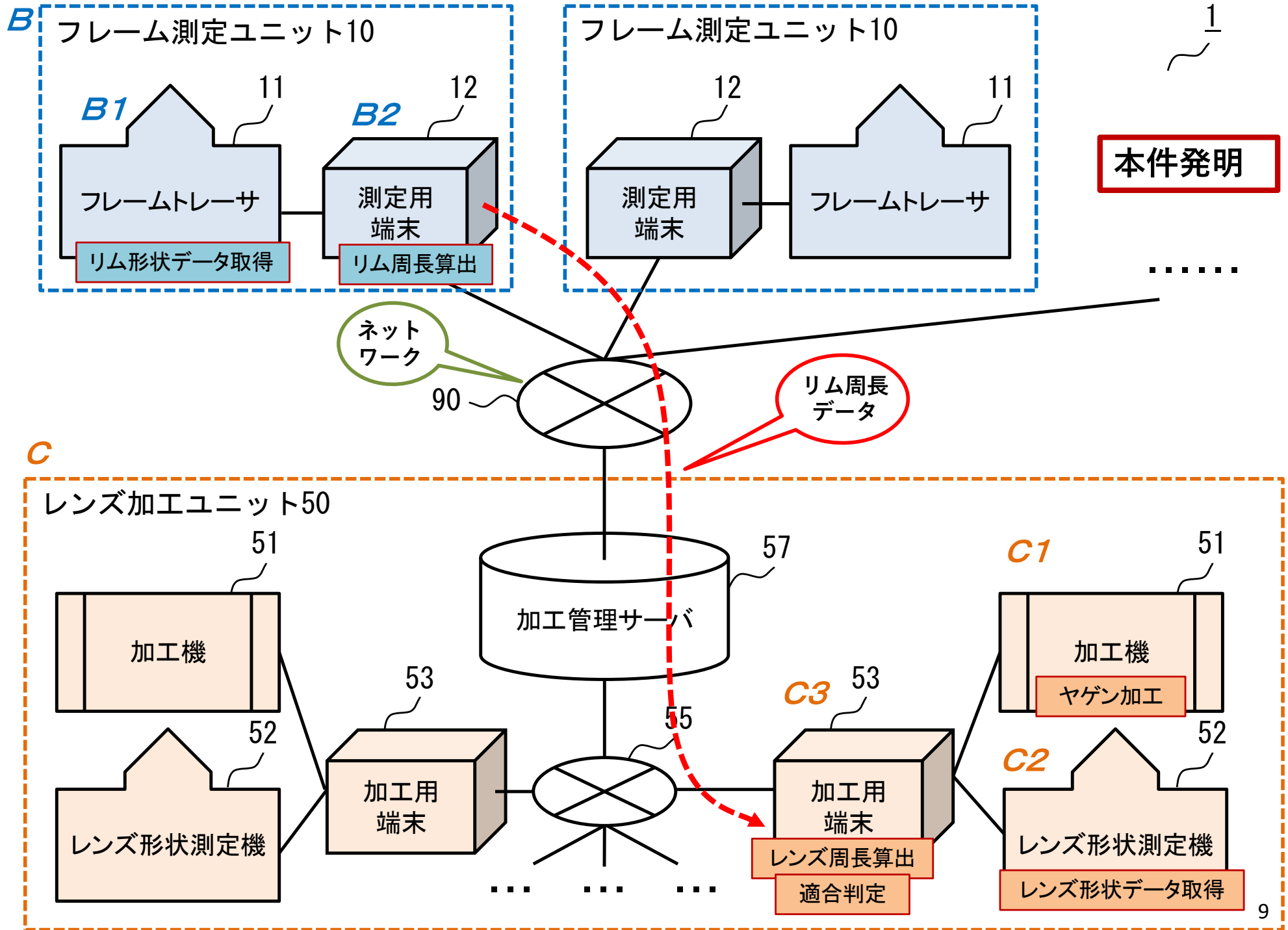
メガネフレームが手元にはない場所でメガネレンズを加工する場合であっても、高い確実性と効率性で、メガネレンズをメガネフレームのリムに適合させることができるメガネレンズ加工システムを提供すること

特許請求の範囲

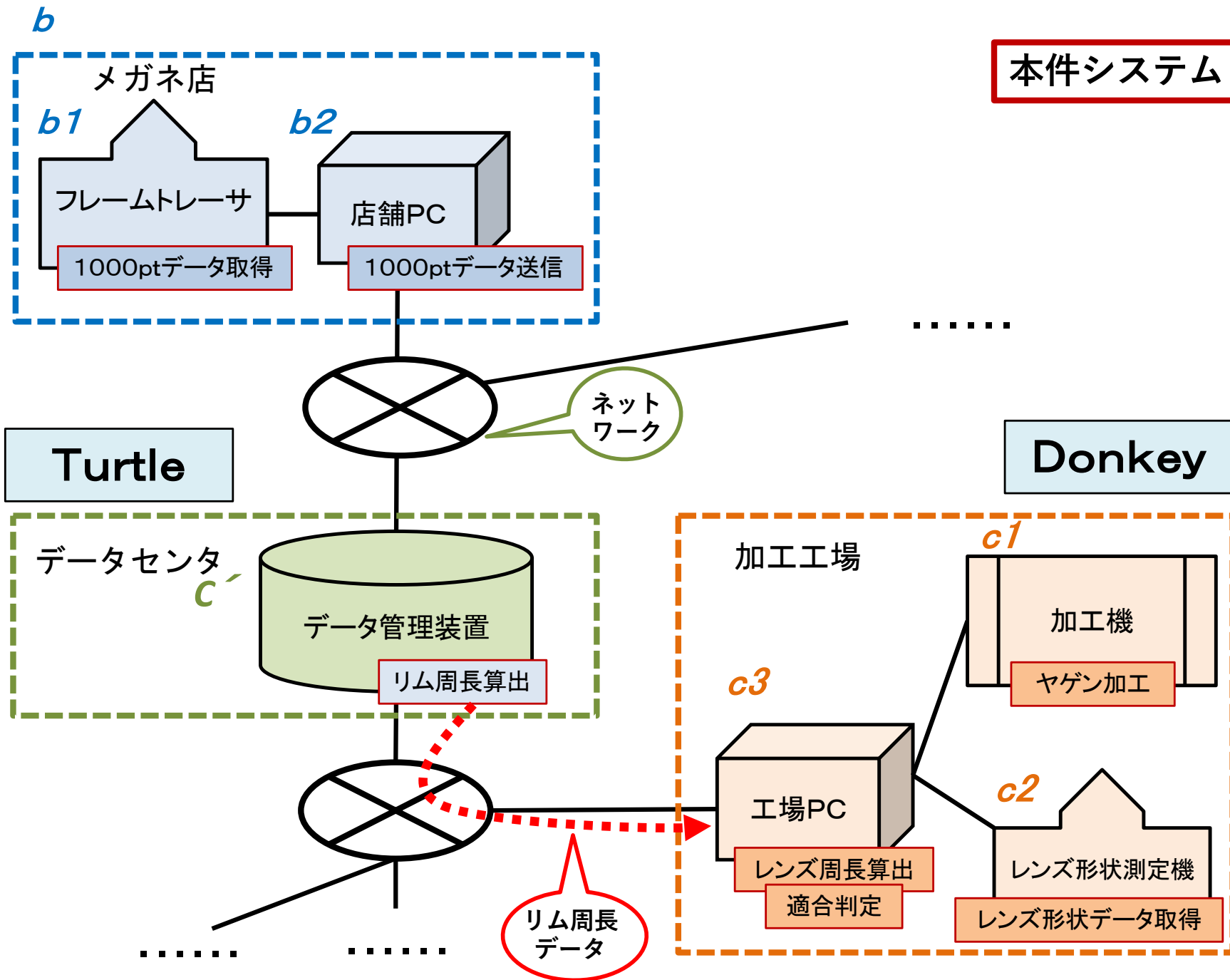
- A** メガネフレームのリムの三次元形状を測定するための**フレーム測定ユニット**と、ネットワークを介して前記フレーム測定ユニットと接続され、メガネレンズのヤゲン加工を行うための**レンズ加工ユニット**と、を備えるメガネレンズ加工システムであって、
- B** 前記**フレーム測定ユニット**は、
- B1** 前記リムの三次元形状に関するリム形状データを取得するように構成された**フレームトレーサ**と、
- B2** 前記リム形状データに基づいて前記リムの溝に沿った**リム周長**を算出するとともに、前記**リム周長**のデータを前記**レンズ加工ユニット**に送信するように構成された**測定用端末**と、を備え、

特許請求の範囲

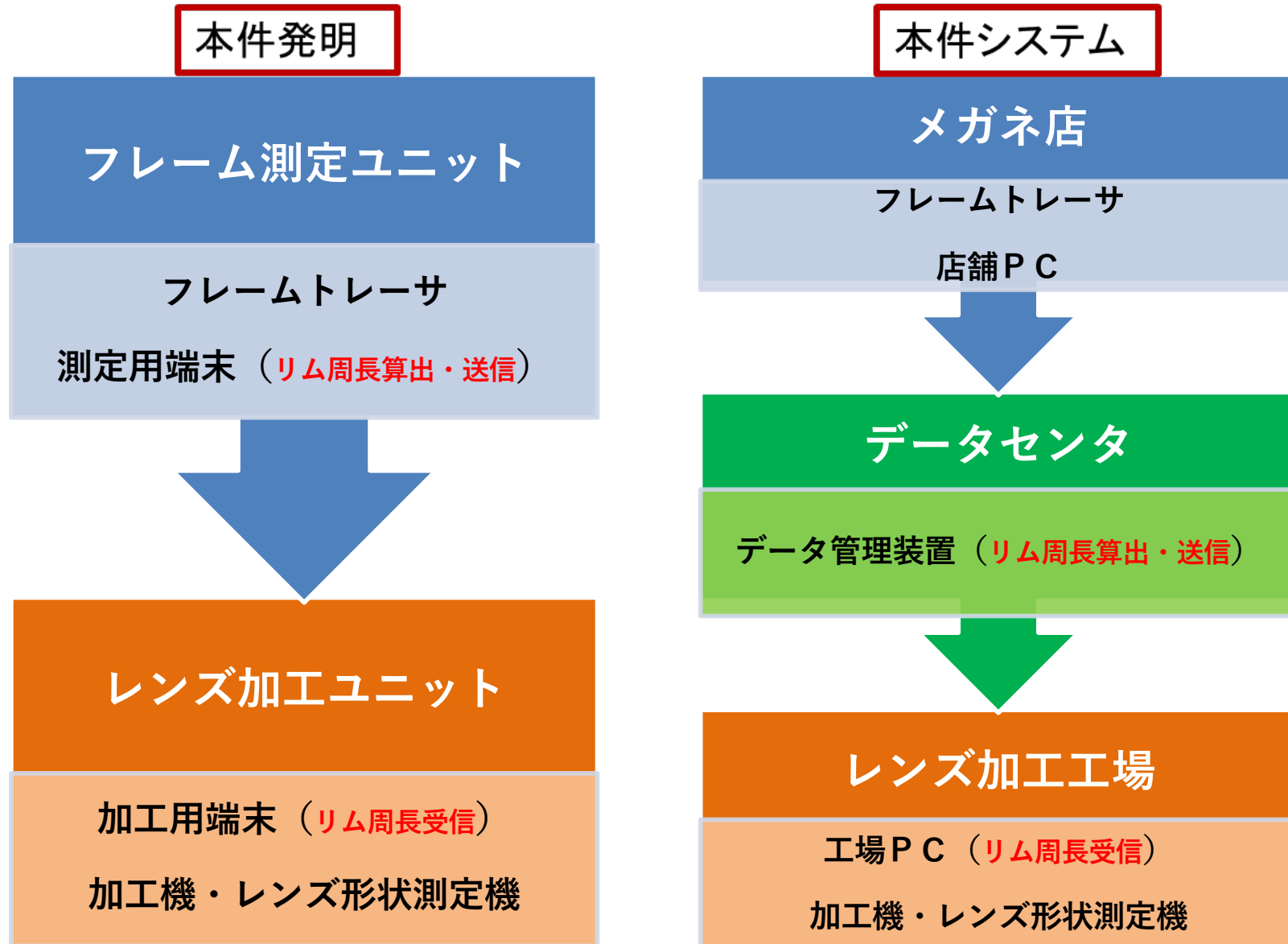
- C** 前記**レンズ加工ユニット**は、
- C1** 所定の加工条件に基づいて前記メガネレンズにヤゲン加工を行うように構成された**加工機**と、
- C2** ヤゲン加工が行われた前記メガネレンズの三次元形状に関するレンズ形状データを取得するように構成された**レンズ形状測定機**と、
- C3** 前記レンズ形状データに基づいて前記メガネレンズのヤゲン頂点に沿った**レンズ周長**を算出し、
前記**フレーム測定ユニット**の**測定用端末**から受信した前記**リム周長**と前記**レンズ周長**との差が所定の範囲内である場合に、ヤゲン加工が行われた前記メガネレンズは前記メガネフレームのリムに適合すると判定するように構成された**加工用端末**と、
- を備える、
- D** メガネレンズ加工システム。



本件システム



本件発明と本件システムの対比



構成要件の充足の有無 (原告の主張)

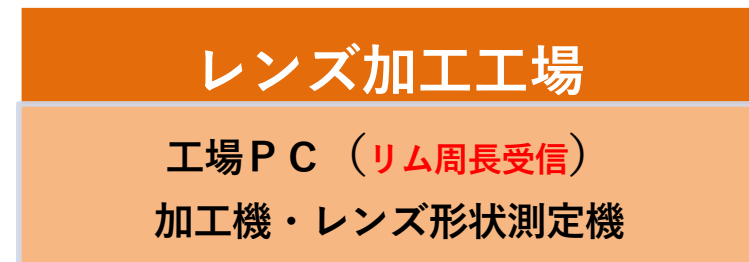
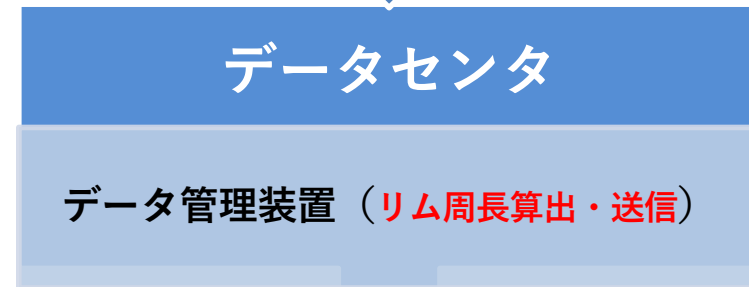
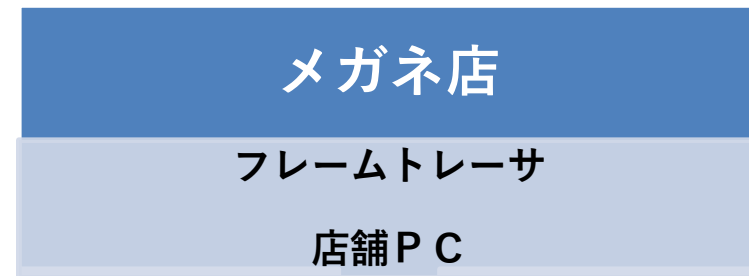
フレーム測定ユニット

本件システムのデータ管理装置は、本件発明の「フレーム測定ユニット」に属する「測定用端末」である。



構成要件 B 2 (測定用端末がリム周長を算出) 及び C 3 (フレーム測定ユニットの測定用端末からリム周長を受信) を充足

レンズ加工ユニット



構成要件の充足の有無 (被告の主張)

フレーム測定ユニット

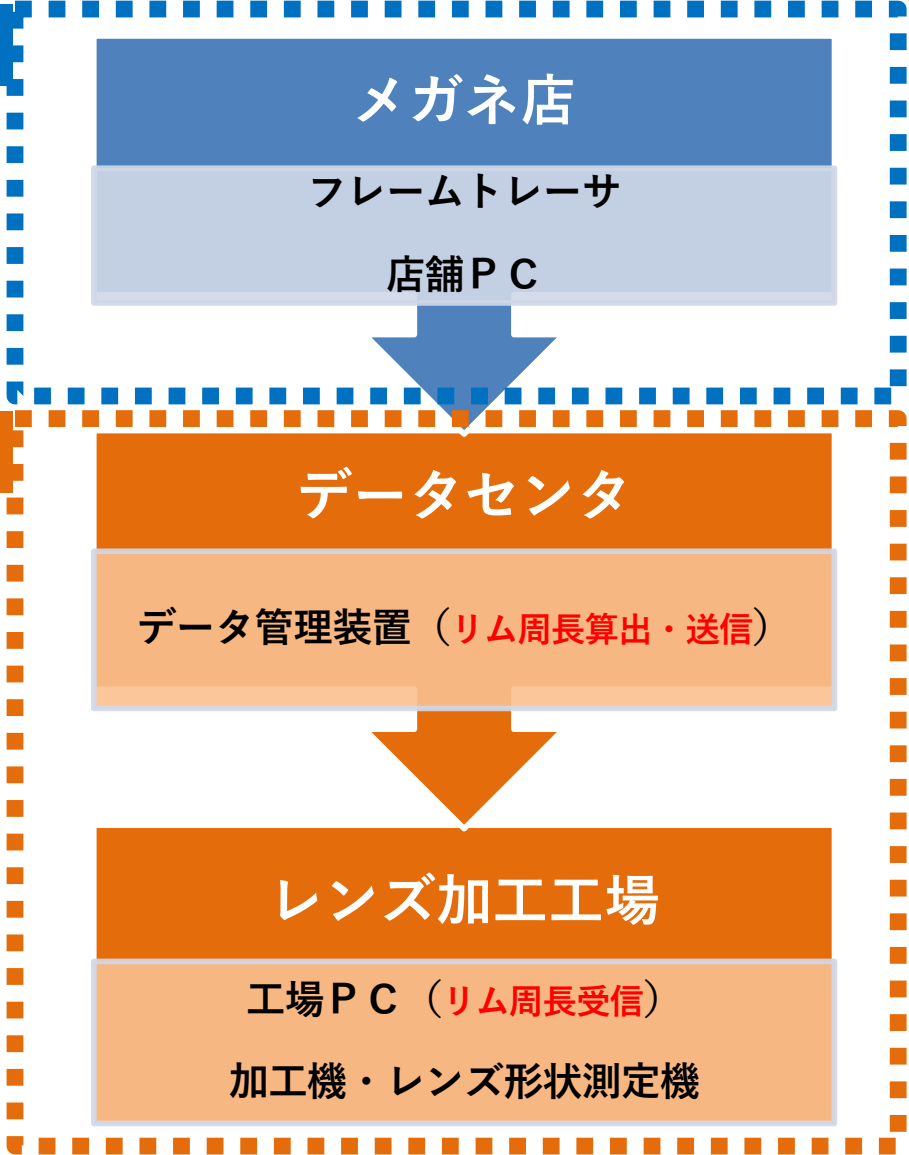
本件システムの店舗PCが、本件発明の「フレーム測定ユニット」に属する「測定用端末」である。

レンズ加工ユニット

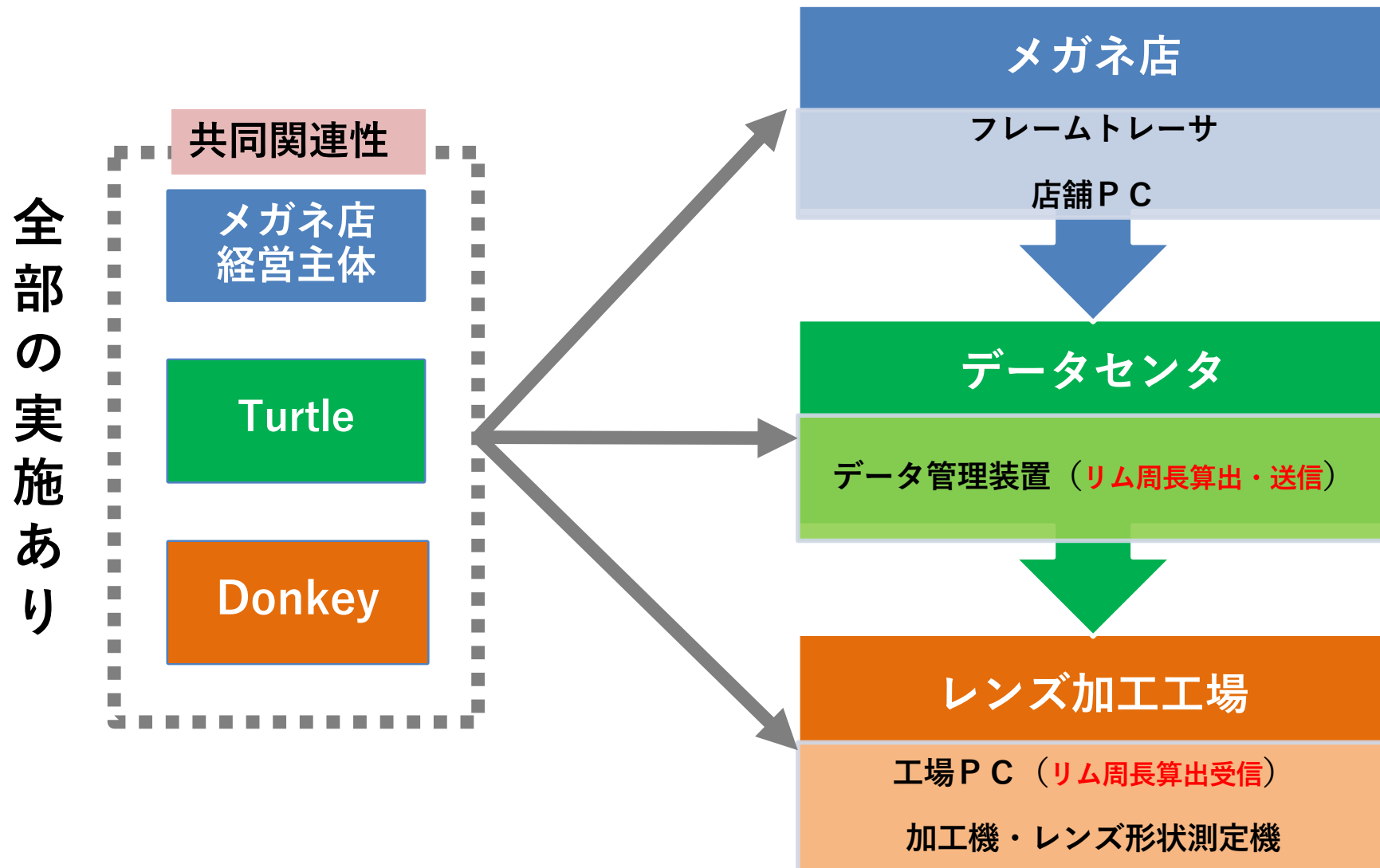
本件システムのデータ管理装置は、本件発明の「レンズ加工ユニット」に属する機器である。



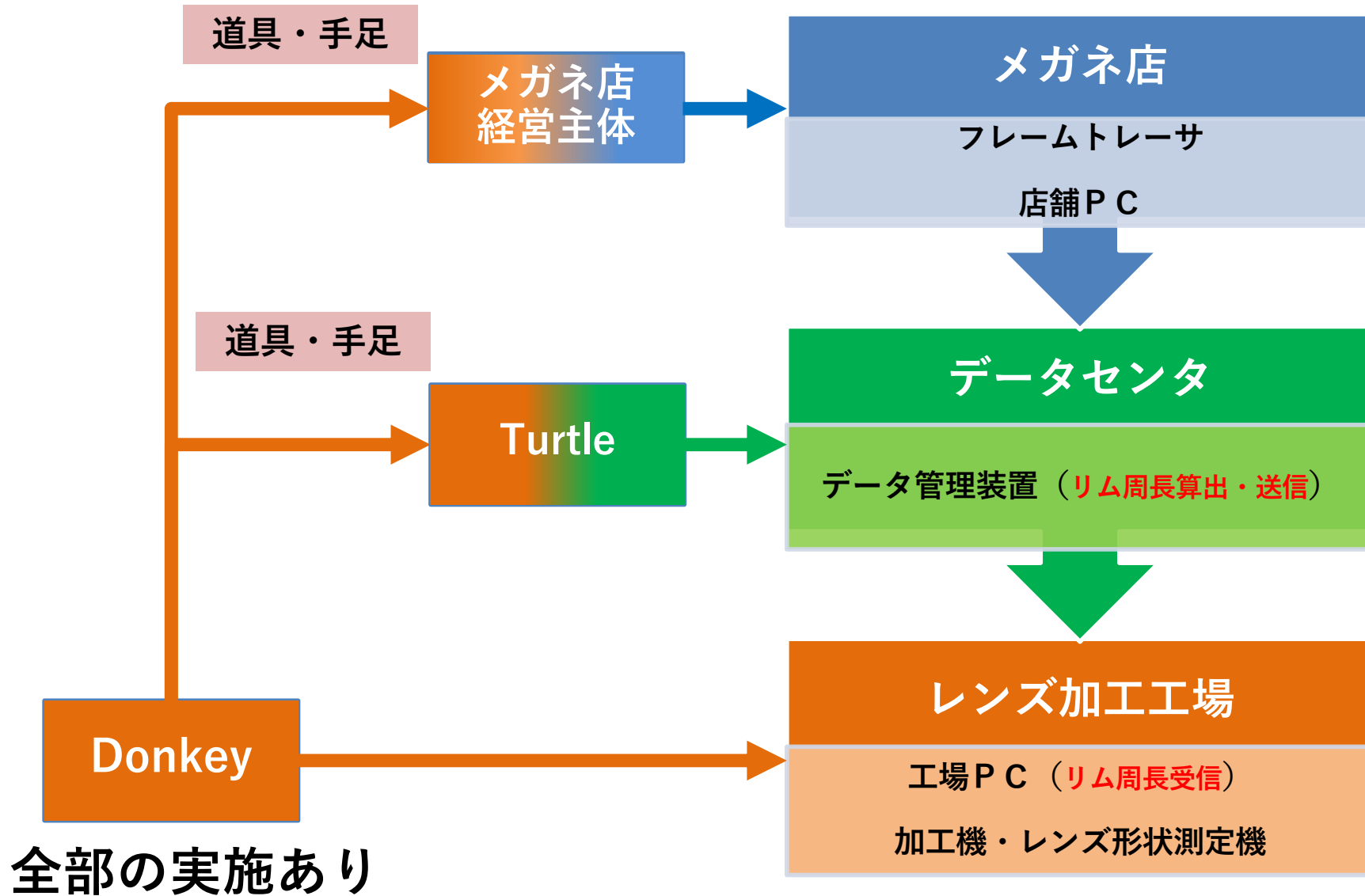
構成要件B2（測定用端末がリム周長を算出）及びC3（フレーム測定ユニットの測定用端末からリム周長を受信）を充足しない



特許権侵害の成否 (原告の主張①)



特許権侵害の成否 (原告の主張②)



特許権侵害の成否 (被告の主張)

